

ロッカー等を利用した洗濯物の 受取り及び引渡しについて

ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しによる営業(独立型のロッカー型クリーニング取次所)を行う場合は、クリーニング業法に基づくクリーニング所の届出が必要です。営業をご検討されている場合は、基準に適合しているか生活衛生課にて事前相談を行ってください。既存のクリーニング所に併設されるロッカー型クリーニング取次所の設置についてはクリーニング所変更の手続が必要となります。

届出に必要な書類

①開設届	②付近見取図	③施設平面図
④営業者が法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本(発行から6ヶ月以内)		
⑤営業者が他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとに、名称・所在地・従事者数及び従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した一覧表		
⑥営業を譲り受けた場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類 (⑥を添付することで、③の書類に変更がない場合は添付を省略可)		

受付手数料 16,000円

ロッカー型クリーニング取次所の構造及び衛生措置について

通常の取次所の開設に必要な構造基準と衛生措置に加え、次の事項を満たす必要があります。

構造	堅固な構造
	各区画は、密閉式構造であり、それぞれ鍵のかかる構造
	内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造
	各区画は、清掃が容易に行える構造
設置場所	屋内その他の雨のかからない場所に設置
	管理に支障を及ぼすおそれがない場所に設置
衛生措置	洗濯物は、取次所以外で取り扱わない
	洗濯物は不浸透性の密閉式バッグに入れ、利用者本人が洗濯物を取り扱う
	バッグ内の洗濯物は、取次所で出し入れ等行わない
	指定洗濯物は取り扱わない
	ロッカー等は定期的に清掃・消毒を行う
	クリーニング所及び利用者の両者がロッカー等に収納した洗濯物の品名、数量等を把握する
説明 対応	利用方法及び重要事項等について、ロッカーに掲示する等により事前に説明
	利用者に対して、適切に対応できるシステムを構築する
	当該ロッカー等に苦情の申し出先となる連絡先を明示するものとし、営業時間内は電話等で対応する

熊本市 健康福祉局 保健衛生部(熊本市保健所) 生活衛生課
(お問い合わせ先)
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパル熊本4F
TEL:096-364-3187 FAX:096-371-5172